

各位

12月14日(日)は衆議院議員の投票日、選挙権の行使を

開倫塾

塾長 林明夫

1. 12月14日(日)は衆議院議員の投票日です。国民の基本的な権利の一つである選挙権行使は国民としての義務といえます。棄権のないようよろしくお願いいたします。
2. 塾生にも、選挙とは何か、民主主義とは何か、日本国憲法15条を紹介しながら、お話をして上げてください。これは大切な「国民」教育です。
3. 新聞を読むと、今回の衆議院選挙の争点がよくまとめられています。国政選挙では、これからの日本をどのようにするかについて、各政党が示した政策を比較し、最も適切な政党や政治家を、有権者である国民が自由に選択するものです。新聞や選挙公報、候補者を紹介するTVやラジオ番組、立会演説会、選挙ポスター、各政党のマニフェストなどを参考にどの政党、候補者が最も適切かを選択し、一票を投ずるのが国政選挙です。
4. 参議院議員選挙では一票の格差がはなはだしく一票の価値に不平等が生じています。これは憲法14条に定めた法の下の平等に反するとうい意見が多く、最高裁判所も違憲状態であるという判決をしました。
5. 選挙制度には、このような問題もありますが、この選挙制度をどうするかを決するのも、憲法41条に示されている通り「国権の最高機関」である国会です。
6. 忙しい場合には、投票日前に投票できる「不在者投票」という制度も整備されていますので、ご活用をお願いいたします。
7. 経済同友会、日本商工会議所、経団連など経済三団体では、国政選挙にあたって民主主義の基本である選挙権の行使をおしすすめ、棄権防止、投票率向上を自社をはじめ社会に呼びかけておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

